

○帯広市北愛国交流広場条例施行規則

平成14年8月9日規則第57号

改正

平成15年4月1日規則第25号
平成17年3月31日規則第40号
平成17年9月30日規則第59号
平成19年3月30日規則第28号
平成20年3月31日規則第13号
平成23年9月30日規則第45号
平成24年3月27日規則第10号
平成26年1月9日規則第1号
平成26年4月30日規則第25号
平成30年10月1日規則第53号
令和3年3月29日規則第14号
令和4年2月21日規則第6号

帯広市北愛国交流広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、帯広市北愛国交流広場条例（平成14年条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請等)

第2条 条例第4条第1項の規定により、交流広場の使用許可を受けようとする者は、帯広市北愛国交流広場使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用許可の申請は、使用日の属する月の1年前の月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条第1項の申請書を受けたときは、その内容を審査し、使用の許可をするときは、帯広市北愛国交流広場使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(不許可の通知)

第4条 市長は、条例第5条の規定により交流広場の使用を許可しないときは、帯広市北愛国交流広場使用不許可書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

(使用許可の取消し及び変更)

第5条 第3条の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、その使用許可を取り消し、又は使用許可の内容を変更しようとするときは、使用日の7日前までに帯広市北愛国交流広場使用許可取消・変更申請書（様式第4号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、使用許可の内容の変更により既納の使用料及び電気料（以下「使用料等」という。）に不足が生じたときは、当該不足の使用料等を徴収する。

2 市長は、前項の規定により使用許可の内容の変更を許可したときは、帯広市北愛国交流広場使用許可変更許可書（様式第5号）を交付するものとする。

(備付設備の使用料)

第6条 条例別表備考第4項に規定する電気料は、別表のとおりとする。

(使用料等の後納)

第7条 条例第7条ただし書の規定による使用料等の後納は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 行政機関等が使用する場合
- (2) 市長が特別の理由があると認めた場合

(使用料の減免)

第8条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

ただし、電気料については、減免の対象としない。

(1) 免除

ア 市が主催又は委託する行事等で利用する場合

イ 市内の幼稚園、保育所、児童保育センター、特別支援学校、小学校、中学校、義務教育学校及び帯広市立南商業高等学校が教育又は保育目的で利用する場合

ウ 免除登録団体が都市と農村の交流をはかり互いの活性化を促進することを目的とした地域行事等のために利用する場合

エ その他市長が特に認めた場合

(2) 5割減額

ア 市が共催する行事等で利用する場合

イ 市内の高等学校が教育目的で利用する場合（帯広市立南商業高等学校を除く。）

ウ 減額登録団体が都市と農村の交流をはかり互いの活性化を促進することを目的とした行事等のために利用する場合

エ その他市長が特に認めた場合

2 使用料の減免を受けようとする者は、帯広市北愛国交流広場使用料減免申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、免除登録団体及び減額登録団体（以下「減免登録団体」という。）が減免を受けようとする場合並びに市長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 市長は、使用料の減免を決定したときは、減免決定書（様式第6号の2）により通知するものとする。

（登録団体の申請）

第9条 前条第2項の減免登録団体は、次のいずれかに該当する団体とする。ただし、興行及び営利を目的とするものを除くものとする。

(1) 免除登録団体

ア 農業関係団体

イ 北愛国交流広場施設整備に寄与する団体

(2) 減額登録団体

コンベンション事業を開催する団体

2 前項の減免登録団体の登録をしようとする者は、減免登録団体申請書（様式第6号の3）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請について減免登録団体として決定したときは、減免登録団体決定書（様式第6号の4）を申請者に交付し、登録団体名を公示するものとする。

4 減免登録団体の登録有効期間は、登録された年度限りとする。

（使用料等の還付）

第10条 条例第9条ただし書の規定による使用料等の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 使用の許可を受けた者の責に帰することのできない理由により、使用不能となったとき。

(2) 条例第10条第1号の規定により、使用の許可を取り消したとき。

(3) 第5条第1項の規定により、使用日の7日前までに使用の取消し及び変更を市長に申請して、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 使用料等の還付を受けようとする者は、帯広市北愛国交流広場使用料等還付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（特別施設の承認）

第11条 条例第12条の規定により特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとする者は、帯広市北愛国交流広場特別施設設置等申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、帯広市北愛国交流広場特別施設設置等許可書（様式第9号）を申請者に交付するものとする。

（使用者の遵守事項）

第12条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用許可を受けた施設以外の施設を占用しないこと。

(2) 使用許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。

- (3) 火気の手扱いに十分留意すること。
- (4) 使用時間を遵守すること。
- (5) 危険及び事故防止に努めること。
- (6) ゴミ類については、使用者の責任において処理すること。
- (7) 車は、場内の駐車場に駐車すること。
- (8) 使用後は係員の点検を受けること。
- (9) その他係員の指示に従うこと。

(損害賠償)

第13条 条例第14条に規定する損害の賠償額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 損傷 修繕に要する額
- (2) 滅失 残存価格に見合う額

(指定管理者に管理を行わせる場合の手扱い)

第14条 条例第15条の規定により指定管理者に交流広場の管理を行わせる場合における第2条から第5条まで及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第2条第1項中「様式第1号」とあり、第3条中「様式第2号」とあり、第4条中「様式第3号」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、第5条第1項中「様式第4号」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、「使用料及び電気料（以下「使用料等」という。）」とあるのは「利用料金」と、「使用料等を徴収する」とあるのは「利用料金を指定管理者に収受させる」と、同条第2項中「様式第5号」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、第11条第1項中「様式第8号」とあり、同条第2項中「様式第9号」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、交流広場の管理その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年8月10日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第25号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第40号）

この規則は、平成17年4月1日より施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第59号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第28号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第13号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成23年9月30日規則第45号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日規則第10号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月9日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月30日規則第25号）

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日規則第53号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第14号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和４年２月21日規則第６号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第６条関係）

電気料

区分	容量	単位	金額
展示場照明		１時間までごとに	160円
交流場照明		１時間までごとに	60円
展示場コンセント	１系統 １ k w 以内	１時間までごとに	10円
広場コンセント盤	１か所 5 k w 以内	１時間までごとに	80円

様式第 1 号（第 2 条関係）
様式第 1 号（第 2 条関係）

受付番号	第	号										
年 月 日												
帯広市北愛国交流広場使用許可申請書												
帯広市長 様												
次のとおり帯広市北愛国交流広場を使用したいので申請します。												
申請者	住所											
	団体名											
	代表者名					電話番号						
	責任者名 (勤務先)					電話番号	自宅	—				
							勤務先	—				
使用目的		(催事名等)										
入場関係		参集予定者 人 入場料の有無 1 無料 2 有料 (最高入場料 円)										
使用内訳					使用料							
使用期日			時間		区分	基本料	割増 減免	割	調整額			
/	~	/	:	~	:	展示場	円			円	円	
/	~	/	:	~	:	交流場	円			円	円	
/	~	/	:	~	:	多目的広場(A)	円			円	円	
/	~	/	:	~	:	多目的広場(B)	円			円	円	
/	~	/	:	~	:	多目的広場(C)	円			円	円	
/	~	/	:	~	:	多目的広場(D)	円			円	円	
/	~	/	:	~	:	多目的広場(E)	円			円	円	
						使用区分小計 ①					円	
/	~	/	:	~	:	展示場照明	160 円/1 時間		×	時間	円	
/	~	/	:	~	:	交流場照明	60 円/1 時間		×	時間	円	
/	~	/	:	~	:	展示場コンセント	10 円/1 時間		×	時間	円	
/	~	/	:	~	:	広場コンセント盤	80 円/1 時間		×	時間	円	
						電気料小計 ②					円	
合 計						① + ②					円	
使用許可書発行		月 日付第 号					月 日	番 号		金 額		
使用料等減免申請書受付		月 日付第 号				調 定	/			円		
使用許可変更申請書受付		月 日付第 号				納 入	/			円		
担 当 者						備 考						
申請者は、帯広市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者ではないことを誓約します。 帯広市暴力団排除条例に基づき、本施設の利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。												

様式第2号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

許可番号	第	号							
年 月 日									
帯広市北愛国交流広場使用許可書									
団体名 _____									
代表者名 _____ 様									
帯広市長 _____ 印									
年 月 日申請のあった帯広市北愛国交流広場の使用について、次のとおり許可します。									
使 用 目 的			(催事名等)						
使 用 内 訳					使 用 料				
使 用 期 日			時 間	区 分	基本料	割増 減免	割	調整額	
/	～	/	: ~ :	展示場	円			円	円
/	～	/	: ~ :	交流場	円			円	円
/	～	/	: ~ :	多目的広場(A)	円			円	円
/	～	/	: ~ :	多目的広場(B)	円			円	円
/	～	/	: ~ :	多目的広場(C)	円			円	円
/	～	/	: ~ :	多目的広場(D)	円			円	円
/	～	/	: ~ :	多目的広場(E)	円			円	円
					使 用 区 分 小 計 ①				円
/	～	/	: ~ :	展示場照明	160円/1時間	×	時間		円
/	～	/	: ~ :	交流場照明	60円/1時間	×	時間		円
/	～	/	: ~ :	展示場コンセント	10円/1時間	×	時間		円
/	～	/	: ~ :	広場コンセント盤	80円/1時間	×	時間		円
					電 気 使 用 料 小 計 ②				円
合 計					① + ②				円
遵 守 事 項 (1) 使用許可を受けた施設以外の施設を占有しないでください。 (2) 使用許可を受けた設備以外のものを使用しないでください。 (3) 火気の取扱いに十分留意してください。 (4) 使用時間を厳守してください。 (5) 危険及び事故防止に努めてください。 (6) ゴミ類については、使用者の責任において処理してください。 (7) 車は場内の駐車場に駐車してください。 (8) 使用後は係員の点検を受けてください。 (9) その他係員の指示に従ってください。						備 考			

様式第3号（第4条関係）
様式第3号(第4条関係)

番 号		第		号	
年 月 日					
帯広市北愛国交流広場使用不許可書					
団体名					
代表者名 様					
帯広市長 印					
年 月 日申請のあった帯広市北愛国交流広場の使用については、不許可とします。					
使 用 目 的		(催事名等)			
使 用 申 請 し た 内 容	使 用 区 分	月 日		使 用 時 間	備 考
	展 示 場	/ ~ /		: ~ :	
	交 流 場	/ ~ /		: ~ :	
	多目的広場(A)	/ ~ /		: ~ :	
	多目的広場(B)	/ ~ /		: ~ :	
	多目的広場(C)	/ ~ /		: ~ :	
	多目的広場(D)	/ ~ /		: ~ :	
	多目的広場(E)	/ ~ /		: ~ :	
備 付 設 備					
不許可の理由(帯広市北愛国交流広場条例第4条による)					
(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるため。					
(2) 交流広場及び備付備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるため。					
(3) その他交流広場の管理運営上適当と認めがたいため。					

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、帯広市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日(前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、帯広市(訴訟において帯広市を代表する者は帯広市長となります。)を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

受付番号	第	号										
年 月 日												
帯広市北愛国交流広場使用許可取消・変更申請書												
帯広市長 様												
年 月 日許可済の帯広市北愛国交流広場の〔使用許可の取消 使用の変更〕について次のとおり申請します。												
申請者	住所											
	団体名											
	代表者名					電話番号						
	責任者名 (勤務先)					電話番号	自宅	—				
							勤務先	—				
使用目的		(催事名等)										
使用期日		時	間	区	分	基本料	割増 減免	割	調整額			
前回申請内訳	/	~	/	:	~	:				円	円	
	/	~	/	:	~	:				円	円	
	/	~	/	:	~	:				円	円	
	/	~	/	:	~	:				円	円	
						前回申請分使用料①					円	
変更後内訳	/	~	/	:	~	:				円	円	
	/	~	/	:	~	:				円	円	
	/	~	/	:	~	:				円	円	
	/	~	/	:	~	:				円	円	
						変更後使用料②					円	
変更・取消による差引不足額 (①-②) ③					円	還付額 (③が+)					円	
						不足額 (③が-)					円	
変更許可書発行		月 日付第		号		月 日	番号	金額				
使用料等還付申請書受付		月 日付第		号	調 定	/		円				
					納 入	/		円				
担 当 者						備 考						

様式第5号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）

許可番号	第	号								
年 月 日										
帯広市北愛国交流広場使用許可変更許可書										
団体名 _____ 代表者名 _____ 様 帯広市長 印 年 月 日申請のあった帯広市北愛国交流広場の使用許可変更について、次のとおり許可します。										
使 用 目 的		（催事名等）								
使 用 期 日		時 間	区 分	基 本 料	割増 減免	割	調 整 額			
前 回 申 請 内 訳	/ ~ /	: ~ :		円			円	円		
	/ ~ /	: ~ :		円			円	円		
	/ ~ /	: ~ :		円			円	円		
	/ ~ /	: ~ :		円			円	円		
				前 回 申 請 分 使 用 料 ①				円		
変 更 後 内 訳	/ ~ /	: ~ :		円			円	円		
	/ ~ /	: ~ :		円			円	円		
	/ ~ /	: ~ :		円			円	円		
	/ ~ /	: ~ :		円			円	円		
				変 更 後 使 用 料 ②				円		
変更・取消による差引不足額 （①－②） ③			円	還 付 額 （ ③ が ＋ ）			円			
				不 足 額 （ ③ が － ）			円			
使用許可変更取消申請書受付		月 日付第 号		備考、使用許可条件等						
使用料等還付申請書受付		月 日付第 号								
担 当 者										

様式第 6 号（第 8 条関係）
様式第 6 号（第 8 条関係）

受付番号		第		号	
年 月 日					
帯広市北愛国交流広場使用料減免申請書					
帯広市長 様					
次の理由により、帯広市北愛国交流広場使用料の（減額・免除）を受けたいので申請します。					
申請者	住 所				
	団 体 名				
	代表者名	電話番号			
	責任者名 (勤務先)	電話番号		自 宅	—
				勤務先	—
使用年月日					
使用場所 (区 分)					
使用内容	(催事名等)				
	(催事内容等)				
減額（免除） の 理 由					
帯広市と共催 関係課証明印		印		※減免割合	1 免 除 2 () 割
備 考					

帯 第 号
年 月 日

様

帯広市長 印

減 免 決 定 書

年 月 日付帯広市北愛国交流広場使用料減免申請につきまして次のとおり決定いたします。

使 用 年 月 日	
使 用 場 所（ 区 分 ）	
使 用 内 容	(催事名等)
決 定 内 容	減 額 ・ 免 除 ・ 減免しない
減額・免除・減免しない 理 由	
減 免 前 使 用 料	使用料 円(電気料 円)
減 免 額	円
減 免 後 使 用 料	使用料 円(電気料 円)
備 考	

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、帯広市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日(前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、帯広市(訴訟において帯広市を代表する者は帯広市長となります。)を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

受付番号

年 月 日

減 免 登 録 団 体 申 請 書

帯広市長 様

減額・免除団体として登録願いたく添付書類を添えて下記のとおり申請いたします。

団 体 名	
代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所	
責 任 者 氏 名	
責 任 者 住 所	
責 任 者 電 話 番 号	
団 体 の 活 動 目 的	
登 録 希 望 施 設 名	
施 設 利 用 の 目 的	
登 録 希 望 期 間	年 月 日～ 年 月 日
登 録 内 容	減額・免除
そ の 他 添 付 書 類	

帯 第 号
年 月 日

様

帯広市長 印

減 免 登 録 団 体 決 定 書

年 月 日付登録団体申請につきまして次のとおり決定いたします。

団 体 名	
決 定 内 容	減額登録団体・免除登録団体・登録団体としない
登録団体としての利用施設	
登 録 有 効 期 間	年 月 日～ 年 月 日
決 定 条 件 等	

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、帯広市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日(前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、帯広市(訴訟において帯広市を代表する者は帯広市長となります。)を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

受付番号		第	号
年 月 日			
帯広市北愛国交流広場使用料等還付申請書			
帯広市長 様			
次の理由により既納の帯広市北愛国交流広場使用料等の還付を受けたいので申請します。			
申 請 者	住 所		
	団 体 名		
	代表者名	電話番号	
	責任者名 (勤務先)	電話番号	自 宅 ー 勤務先 ー
使 用 目 的		(催事名等)	
許 可 番 号 及 び 年 月 日		許可 第 号 年 月 日	
還 付 理 由			
還付の可・否	可 理 由	条例施行規則 第 条 第 項 第 号 適用 割	
	否 理 由		

受付番号		第	号	
年 月 日				
帯広市北愛国交流広場特別施設設置等申請書				
帯広市長 様				
年 月 日付の使用許可申請について、次のとおり〔特別施設の設置 特殊物件の搬入〕をしたいので申請します。				
申請者	住 所			
	団 体 名			
	代 表 者 名	電話番号		
	責 任 者 名 (勤 務 先)	電話番号	自 宅	—
勤務先			—	
使 用 目 的		(催事名等)		
設 備 ・ 物 件 の 概 要				
設備・物件を必要とする理由				

許可番号	第	号
------	---	---

年 月 日

帯広市北愛国交流広場特別施設設置等許可書

団体名

代表者名

様

帯広市長印

年 月 日付で申請のあった、帯広市北愛国交流広場特設施設について、許可します。

使 用 目 的	(催事名等)
---------	--------

特記事項